

第2節

自然とのふれあいの確保

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、修繕を行っています。

平成19（2007）年度には、東海自然歩道等の修繕を行いました。

1-2 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、国立公園、国定公園、水郷及び奥伊勢宮川峡県立自然公園については、公園計画が策定されています。しかし、他の3県立自然公園（香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海）は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

1-3 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しています。

「三重県民の森」（菰野町）は、昭和55（1980）年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成19（2007）年度には、11万3千人余りの来園者がありました。

「三重県上野森林公園」（伊賀市）は、上野新都市の整備と併せて平成10（1998）年度に完成しました。平成11（1999）年度から開園し、平成19（2007）年度には6万4千人余りの来園者がありました。

1-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は735.5万人（平成18（2006）年度）となっています。

三重県内の延長は約197kmで、6市1町にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表2-2-1 東海自然歩道市町別一覧表（延長：km）

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.6	計	197.1

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,291km、年間利用者数は1,531.4万人（平成18（2006）年度）となっています。

三重県内の総延長は606.3kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて7市7町を通過しており、鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町に委託しています。

2 森林・水辺等の保全・活用

2-1 温泉の保護・利用

三重県には243ヶ所（平成20（2008）年3月31日現在）の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の湯湯量の減少及び泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した

第2章 人と自然が共にある環境の保全

表2-2-2 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年度																				
	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
温泉掘削	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4	5	11	8	3	3	7
増掘及び動力装置	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6	6	4	6	4	3	4
温泉利用	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55	67	31	244	145	59	77
合計	57	75	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65	78	46	258	152	65	88

指導を行っています。

平成19（2007）年度は、許可申請のあった温泉の掘削7件、増掘及び動力装置4件について審査したほか、温泉利用（浴用及び飲用）について77件の許可を行いました。

2-2 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市などで生活する人々が、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れる中で田舎暮らしや地域の人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加しており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備も進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを拡充し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成19（2007）年度には農山漁村地域の情報をWEBサイト、冊子などにより県内外に広く発信しました。

2-3 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国各地でも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9（1997）年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成16（2004）年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい侵食を受けました。

このため、海岸整備事業や災害復旧事業により人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

2-4 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1～2件新規に開設されています。

表2-2-3 地区別市民農園開設の状況

H20.3現在

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農園法	3	5	3	1	2	14
特定農地貸付法	12	3	1	2	5	23

2章 節

●自然とのふれあいの確保